

「自動車整備工場」の経営を 希望される皆様へ

自動車整備事業を営むには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。

(道路運送車両法第78条)

「認証基準」

作業場面積.....	車両整備作業場等	「1」
設 備.....	工具・作業機械等	「2」
整備要員.....	整備主任者等の要員	「3」

<分解整備の種類と作業の範囲>

1 原 動 機

原動機を取り外して行う自動車の整備または改造

2 動力伝達装置

動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造

3 走行装置

走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備または改造

4 操縦装置

かじ取り装置のギア・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造

6 緩衝装置

緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。)を取り外して行う自動車の整備または改造

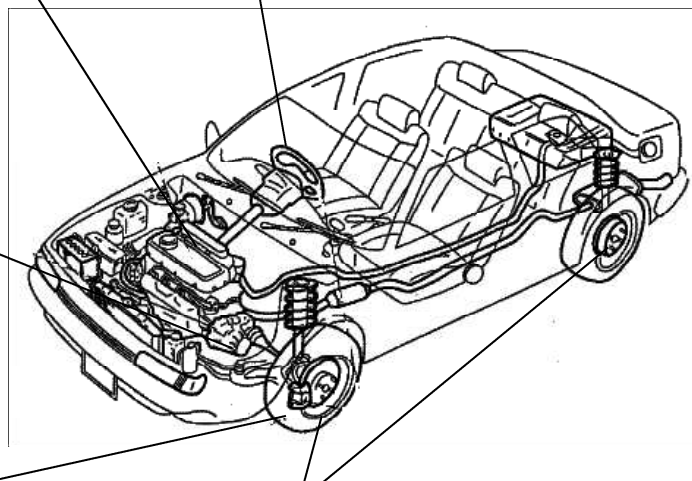
トラック等のリーフスプリング、エアスプリングが該当します。

7 連結装置

けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く。)を取り外して行う自動車の整備または改造

5 制動装置

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造

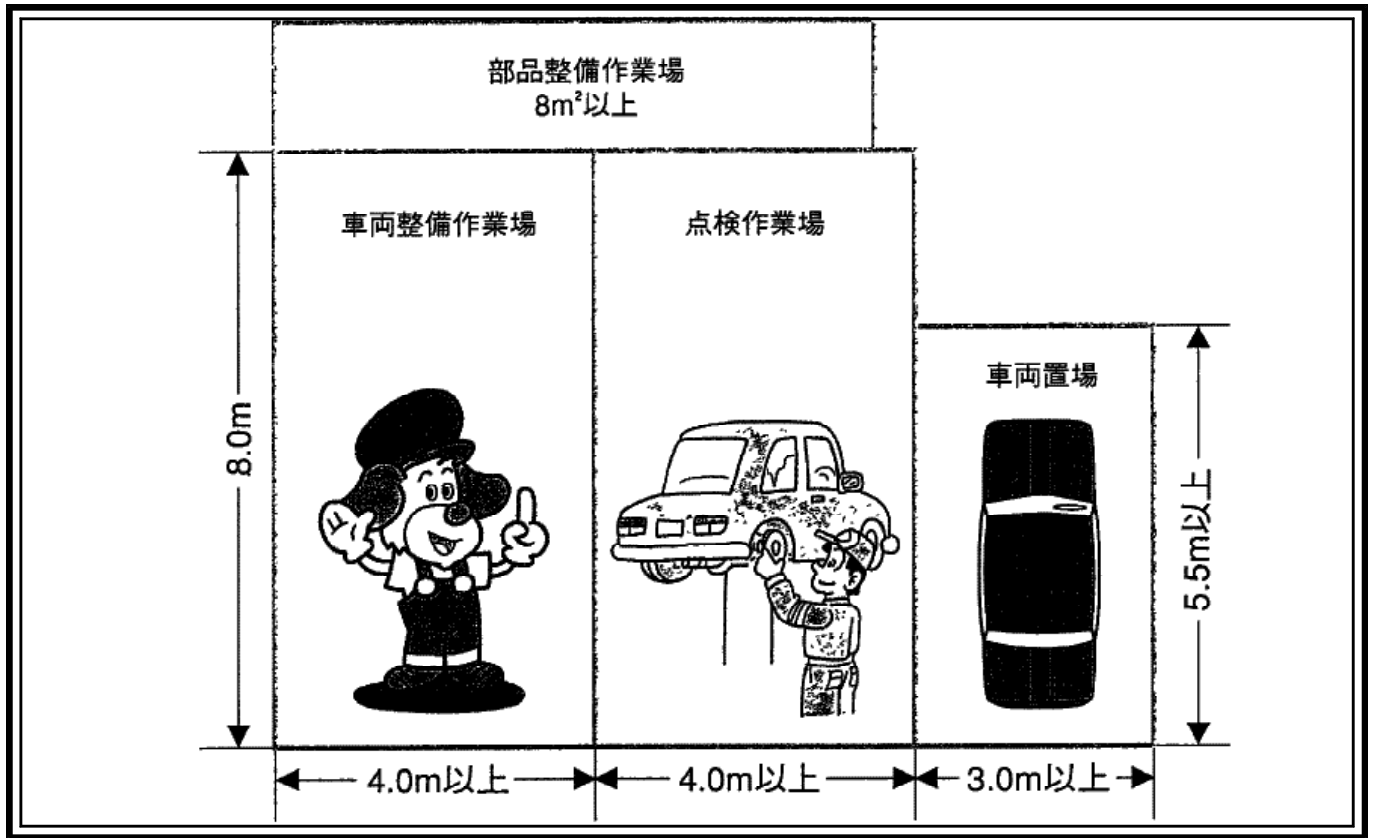


国土交通省東北運輸局福島運輸支局

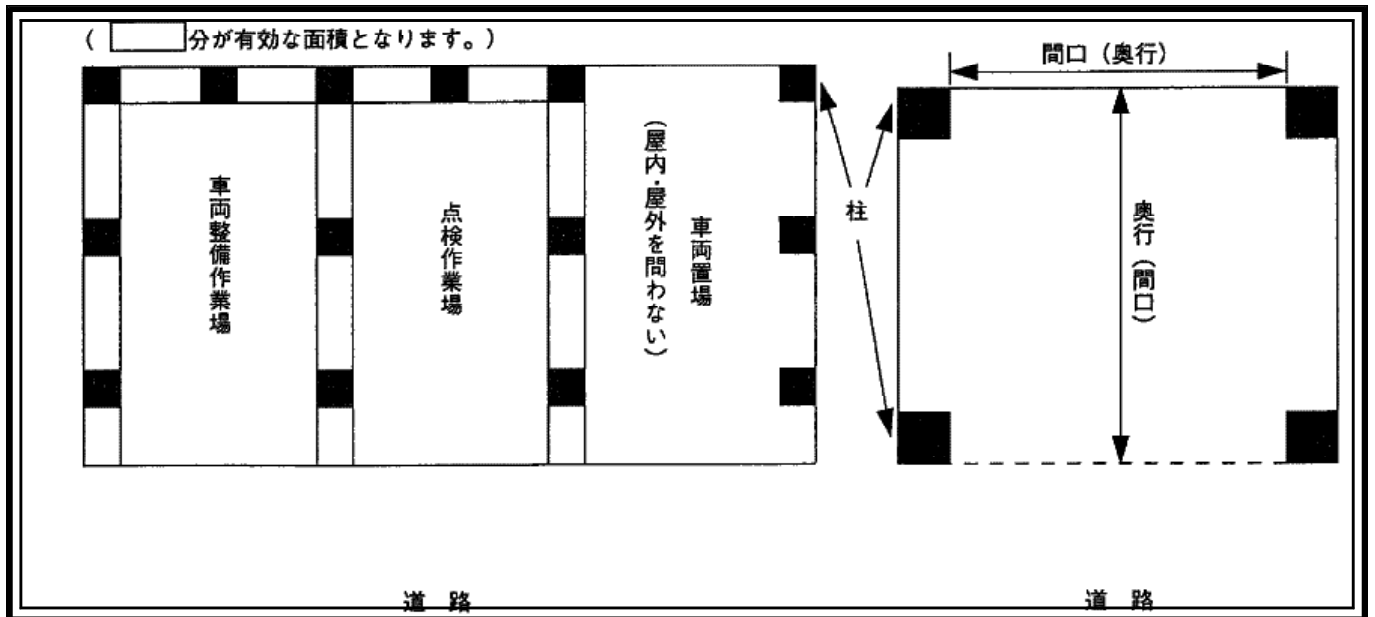
1. 作業場面積

面積等の基準の早わかり図

(普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車の例)



寸法測定方法の例



工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法等の規制に適合するものかどうか事前に確認しておく必要があります。

面積等の基準

屋内作業場及び車両置場は、整備対象自動車及び装置ごとに下表のように定められています。
 なお、二種類以上の自動車及び装置の分解整備を行う場合は、該当する種類ごとに定められた基準の全てに適合することが必要です。

事業の種類	分解整備の種類	屋内作業場						車両置場	
		対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
			間口	奥行		間口	奥行		
普通自動車分解整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8t以上 ・最大積載量5t以上 ・乗車定員30人以上	全ての装置原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上	3.5m以上	11m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上		
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上		
	大型特殊／普通自動車(中型) ・最大積載量2t超又は ・乗車定員11人以上のうち、上欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上	3.5m以上	8m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上		
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上		
	普通自動車(小型) ・貨物の運送に供するもの ・散水自動車 ・広告宣伝用自動車 ・霊柩自動車その他特種用途に供するもの のうち、上二欄に掲げるもの以外のもの	全ての装置原動機	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上	3m以上	6m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上		
		連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上		
小型自動車分解整備事業	普通自動車のうち、上三欄に掲げるもの以外のもの 四輪の小型自動車 三輪の小型自動車	全ての装置原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上	3m以上	5.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上		
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上		
	二輪の小型自動車	全ての装置原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置 連結装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上	2m以上	2.5m以上
軽自動車分解整備事業	軽自動車	全ての装置原動機	3.5m以上	5m以上	6.5㎡以上	3.5m以上	5m以上	2.5m以上	3.5m以上
		動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制御装置 緩衝装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5㎡以上	3.5m以上	4.4m以上		
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上		

2. 設 備

設備の基準 (対象とする装置ごとに必要な作業機械等)

対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	備 考
作業機械等	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○	小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、(1)、(3)、(4)に掲げるものを除く。
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) チェーン・ブロック	○						○	
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○		
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○	
	(6) 充電器	○							
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	1. 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、(10)から(13)までに掲げるものを除く。
	(2) 比重計	○							
	(3) コンプレッション・ゲージ	○							
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○			2. 小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、(10)から(12)までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、(10)から(12)、(14)、(15)に掲げるものを除く。
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○				
	(6) タイミング・ライト	○							
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○	3. ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、(6)、(16)、(17)に掲げるものを、軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、(7)に掲げるものを除く。
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○		
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○		
	(10) キャンパ・キャスト・ゲージ			○	○		○		
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○		○		
	(12) タイヤ・ゲージ			○					
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○		
	(14) 一酸化炭素測定器	○							
	(15) 炭化水素測定器	○							
工 具	(1) ホイール・プーラ			○		○			小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、(1)、(2)に掲げるものを除く。
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○			
	(3) グリース・ガン又はシャシルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○	
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	

○印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示します。

3. 整備要員

整備要員に関する基準

次の全ての条件に合致していることが必要です。

○ 整備主任者

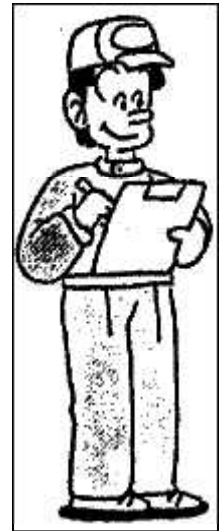
- ① 事業場ごとに整備主任者を届出することが必要です。
- ② 整備主任者は、1級又は2級の自動車整備士技能検定に合格していることが必要です。

○ 従業員

- ① 事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員が必要です。

○ 自動車整備士

- ① 従業員のうち、少なくとも1人の1級又は2級の自動車整備士技能検定に合格した者（分解整備事業の対象が原動機を含んでいる場合は2級自動車シャシ整備士以外の者）が必要です。
- ② 1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者の数は、従業員の数を4で除した数（1未満の端数があるときは、1とします。）以上必要です。



○ 認証申請に必要な書類

- ① 自動車分解整備事業認証申請書／整備主任者届出書 (4部)
(様式13)
- ② 自動車分解整備事業認証申請書(その2) (4部)
(様式13の2)
(対象とする装置の種類を限定する場合に限る)
- ③ 役員氏名一覧表(申請者が法人の場合に限る) (4部)
(様式14)
- ④ 自動車分解整備事業設備等調書 (4部)
(様式17)
- ⑤ 登記簿謄本(申請者が法人の場合に限る) (1部)
- ⑥ 住民票(申請者が個人の場合に限る) (1部)
- ⑦ 整備主任者が自動車整備士技能検定に合格したことを証する書面 (1部)
- ⑧ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証(写し) (1部)

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び道路運送車両法施行規則(抜粋)

(自動車分解整備事業の種類)

第77条 自動車分解整備事業(自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の分解整備を行う事業をいう。以下同じ。)の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車分解整備事業(普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業)
- (2) 小型自動車分解整備事業(小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業)
- (3) 軽自動車分解整備事業(検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業)

(認証)

第78条 自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

- 2 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 自動車分解整備事業の認証には、条件を附し、又はこれを変更することができる。
- 4 前項の条件は、自動車分解整備事業の認証を受けた者(以下「自動車分解整備事業者」という。)が行う自動車の分解整備が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、且つ、当該自動車分解整備事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(申請)

第79条 自動車分解整備事業の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その役員の氏名
 - (2) 自動車分解整備事業の種類
 - (3) 事業場の所在地
 - (4) 前条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けようとする者にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲
- 2 前項の申請書には、その申請が次条第1項各号に掲げる要件に適合するものであることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 地方運輸局長は、自動車分解整備事業の認証を申請した者に対し、前2項に規定するもののほか、その者の登記事項証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

(認証基準)

第80条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車分解整備事業の認証をしなければならない。

- (1) 当該事業場の設備及び従業員が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 第93条の規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者(当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。)であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。)
 - ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの
- 2 前項第1号の規定による基準は、自動車分解整備事業の種類別に自動車の分解整備に必要な最低限度のものでなければならない。

道路運送車両法施行規則

(認証基準)

第57条 法第80条第1項第1号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業場は、常時分解整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、且つ、別表第4(3ページ参照)に掲げる規模の屋内作業場及び車両置場を有するものであること。
- (2) 屋内作業場のうち、車両整備作業場及び点検作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること。
- (3) 屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- (4) 事業場は、別表第5(4ページ参照)に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
- (5) 事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。
- (6) 事業場において分解整備に従事する従業員のうち、少なくとも1人の自動車整備士技能検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。第62条の2の2第1項第5号において同じ。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員の数を4で除して得た数(そ

の数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

(変更届等)

第81条 自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人にあつては、その役員の氏名
- (3) 事業場の所在地
- (4) 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 自動車分解整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

道路運送車両法施行規則

(変更届出事項)

第58条 法第81条第1項第4号に規定する事業場の設備は、屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さとする。

(相続、合併及び分割)

第82条 自動車分解整備事業者について相続、合併又は分割(自動車分解整備事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、被相続人の死亡後30日以内にその協議により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により自動車分解整備事業を承継した法人は、自動車分解整備事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により自動車分解整備事業者の地位を承継した者は、その事由の生じた日から30日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(標識)

第89条 自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

2 自動車分解整備事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

道路運送車両法施行規則

(標識の様式)

第62条 法第89条の様式は、第20号様式による。

(自動車分解整備事業者の義務)

第90条 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

(分解整備記録簿)

第91条 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
- (2) 分解整備の概要
- (3) 分解整備を完了した年月日
- (4) 依頼者の氏名又は名称及び住所
- (5) その他国土交通省令で定める事項

2 自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 分解整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(分解整備記録簿の記載事項)

第62条の2 法第91条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 分解整備時の総走行距離
- (2) 第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者の氏名
- (3) 自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

(設備の維持等)

第91条の2 自動車分解整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

次ページへ続きます。

(遵守事項)

第91条の3 自動車分解整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車分解整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則

(自動車分解整備事業者の遵守事項)

第62条の2の2 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- (2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。
- (3) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- (4) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- (5) 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも1人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む)。
ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。
- (6) 運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。
- (7) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。
- (8) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

本資料は法令等の概略について記載しているため、記載以外の書面等を求める場合がありますので予めご了承ください。

お問い合わせ先



国土交通省東北運輸局福島運輸支局

検査・整備・保安部門

整備事業担当

Tel : 024-546-0342 Fax : 024-545-1561

住所 : 〒960-8165 福島市吉倉字吉田54番地

自動車整備士技能検定に関する情報は、国土交通省ホームページでも案内しています。
アドレスは、http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/seibi/seibi_.html です。

自動車分解整備事業認証申請書等記載方法

1. 自動車分解整備事業認証申請書（様式13及び13の2）

項 目	記 載 方 法 等	
標 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自動車分解整備事業認証申請書」及び「整備主任者届」とし、不要な文字を＝線で抹消してください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。 	
あ て 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東北運輸局長」及び「道路運送車両法第6章の規定により申請します。」とし、不要な文字を＝線で抹消してください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。 	
申請者 (事業者) の氏名又は 名称及び 住所欄	氏 名 又 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「届出者(事業者)」は＝線で抹消してください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。 ・ 個人企業にあつては申請者の氏名を記載し、押印してください。 ・ 法人企業にあつては申請事業者名及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、氏名又は代表者名を記載し、押印することに代えて署名することができます。 ・ 名称は略さずに正しい表現で記載してください。
	住 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人企業にあつては住民票に記載されている住所を記載してください。 ・ 法人企業にあつては登記されている本店の住所を記載してください。 ・ 住所は略さずに県名を含めて正しい表現で記載してください。
事業場の 名称及び 所在地	名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場の名称は略さずに記載し、名称にローマ字等を使用する場合は、ふりがなを付してください。
	所 在 地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地は略さずに、住居表示されている住所を記載してください。
事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する事業の種類該当するものを○で囲んでください。 	
認証年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証年月日欄は記載しないでください。 	
対象自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする自動車の該当するものを○で囲んでください。 	
業務範囲の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、「ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」と記載してください。 ・ 軽油を燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、「軽油を燃料とする原動機を除く」と記載してください。 ・ カタピラ付き大型特殊自動車のみを対象とする事業場にあつては、「カタピラ付き大型特殊自動車に限る」と記載してください。 ・ 対象とする装置を限定して申請する場合は、「別紙のとおり」と記載したうえ、様式13の2を添付してください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、様式13の2については事業場名を記載したうえ、該当する対象自動車及び対象装置を○で囲んでください。 	
作業場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法は、間口と奥行を記載することとし、その値は、小数点第1位まで記載し、小数点第2位以下は切り捨ててください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、車両整備作業場、点検作業場及び車両置場がそれぞれ2以上ある場合は、認証基準に適合している主な作業場等の寸法を記載することで足りります。 ・ 面積の値は、小数点第1位まで記載し、小数点第2位以下は切り捨ててください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、車両整備作業場、点検作業場及び車両置場については、それぞれの作業場等が2以上ある場合には、それぞれの合計面積を記載してください。 	
業 態 別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業態別の該当するものを○で囲んでください。 <li style="padding-left: 20px;">なお、この場合、「専」は専業工場を、「デ」はディーラー工場を、「自」は自家工場を表します。 	

項 目	記 載 方 法 等
宣 誓 書 欄	<ul style="list-style-type: none"> 個人企業にあっては申請者の氏名を記載し、押印してください。 なお、申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。 法人企業にあっては役員氏名一覧表（様式14）に申請の事業者名及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。 なお、氏名又は事業者名及び代表者名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
整 備 主 任 者 欄	<ul style="list-style-type: none"> 届出する整備主任者の氏名、生年月日及び整備士合格番号（自ら整備主任者となる場合を含む。）を記載してください。 「業務開始年月日」は記載しないでください。
工員数及び整備士数欄	<ul style="list-style-type: none"> 分解整備に従事する工員数及び整備士数を記載してください。
指 定 番 号 及 び 認 証 番 号 欄	<ul style="list-style-type: none"> 指定番号及び認証番号は記載しないこと。

2. 役員氏名一覧表（様式14）

項 目	記 載 方 法 等
標 題	<ul style="list-style-type: none"> 「役員氏名一覧表」とし、不要な文字を＝線で抹消してください。 なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。
あ て 欄	<ul style="list-style-type: none"> 「当法人の役員の氏名は、下記のとおりです。」とし、不要な文字を＝線で抹消してください。 なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。
申 請 者 又 は 届 出 者 及 び 住 所	<ul style="list-style-type: none"> 「又は届出者」は＝線で抹消してください。 なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。 申請事業者名及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。 なお、この場合においては代表者名を記載し、押印することに代えて署名することができます。 登記されている本店の住所を記載してください。
役 員 の 氏 名 欄	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本の記載事項を確認し、役員の役職及び氏名を記載してください。

3. 自動車分解整備事業設備等調書（様式17）

項 目	記 載 方 法 等
あ て 欄	<ul style="list-style-type: none"> 「今般、自動車分解整備事業認証申請にあたり、設備及び従業員は下記のとおりです。」とし、不要な文字を＝線で抹消してください。 なお、この場合においては、訂正印の押印は要しません。 また、申請者印の押印は必要ありません。
事 業 場 の 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> 個々の作業場の面積及び配置状況が判断できるものであればよいので、事業場全体の図面までは要しません。 寸法の単位はメートルとし、小数点第1位まで記載し、小数点第2位以下は切り捨ててください。 間口及び奥行は有効寸法とし、実線は壁、破線は仕切り線として記載してください。
面 積 欄	<ul style="list-style-type: none"> 面積の値は、小数点第1位まで記載し、小数点第2位以下は切り捨ててください。 天井高さは、作業場入口及び作業場内の有効高さを記載し、その値は小数点第1位まで記載し、小数点第2位以下は切り捨ててください。 床面の舗装状態は、「コンクリート」等、その状態を記載してください。
作 業 機 械 等 欄	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする自動車の点検整備及び測定可能な能力を有する作業機械等について、数量、型式及び能力を記載してください。 「検車装置」には、ガレージ・ジャッキ、リジッドラック（通称：うま）は該当しませ
従 業 員 名 簿 欄	<ul style="list-style-type: none"> 分解整備に従事する工員の氏名、生年月日等を記載してください。

受	支局	. .	自動車分解整備事業認証申請書 (変更届)										
理	局	. .	整備主任者 (変更) 届 (変更届の時は変更届に○印を付すこと)										
東北運輸局長 東北運輸局福島運輸支局長			申請者(事業者) 届出者(事業者) の氏名又は名称				印						
年 月 日			住 所										
道路運送車両法第6章の規定により申請 (お届け) します。			事業場の名称										
所在地													
事業の種類	普通自動車		小型自動車		軽自動車				整備主任者氏名	生年月日	整備士合格番号	業務開始年月日	
認証年月日								
対象自動車	普通 (大型)	普通 (中型)	大特	普通 (小型)	普通 (乗用)	小四	小三	小二	軽	
業務範囲の限定													
車両整備作業場		点検作業場		部品作業場		車両置場							
m × m ²		m × m ²		m ²		m × m ²							
変更事由								業態別					
								専. デ. 自					
宣誓書 私は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当していません。									工員数 (整備主任者を含む)	名	整備士数	名	
申請者 印									指 定 番 号	仙 指・東北整指 第 一 号	認 証 番 号	仙陸認・東北整認 第 一 号	

- 〒 (-) 注1. 法人の場合、宣誓書欄は記入せず、「申請書その2」によること。
 2. 自動車分解整備事業認証変更届の場合は、「整備主任者(変更)届」及び「陸運支局長」を、整備主任者変更届の場合は、「自動車分解整備事業認証申請書(変更届)」及び「東北運輸局長」をそれぞれ抹消すること。
 3. 自動車分解整備事業認証申請及び整備主任者を届出する際には、申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
 また、自動車分解整備事業認証の変更及び整備主任者変更を届出する際には、届出者印は省略することができる。
- Tel (- -)

(様式14)

認証申請書その2 役員氏名一覧表
役員変更届

東北運輸局長 殿

年 月 日

申請者又は
届出者

住 所

当法人の役員の名前は、下記のとおりです。
が、下記のとおり変更になりました。

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

取締役、監査役を問わず全役員を列記すること。

宣 誓 書

私達は、道路運送車両法第80条第1項第2号に該当していません。

申請者

印

事業場名	認証番号	所在地

注1. 変更届の場合は、全事業場名を記入すること。

2. 申請者の氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

自動車分解整備事業設備等調書

今般、自動車分解整備事業認証申請（変更）にあたり、設備及び従業員は下記のとおりです。

年 月 日

※ 認証番号			事業者の氏名 又は名称		
事業場	名称			TEL	()
	所在地				
事業場の平面図					

屋 内 作 業 場						車 両 置 場				
車 両 整 備			点 検			部 品	そ の 他	間 口	奥 行	面 積
間 口	奥 行	面 積	間 口	奥 行	面 積					
m	m	m ²	m	m	m ²	m ²	m ²	m	m	m ²
作業場総面積			事業場総敷地面積			天 井 高 さ		床面の舗装状態		
m ²			m ²			作業場入口	作 業 場 内			
						m	m			

※ 新規認証申請の場合は記載しないこと。

